

定 款

平成21年5月24日変更（会費の変更）

平成23年5月22日変更（小規模多機能型居宅介護事業の追加）

平成25年5月25日変更（NPO法改正に伴う定款変更）

平成29年5月20日変更（介護予防・日常生活支援総合事業等の追加）

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふれあいセンター「そよ風」と称し、登記上はこれを特定非営利活動法人ふれあいセンターそよ風と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県湖南市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、障害のある人・高齢者をはじめ社会的弱者に対して、福祉・医療に関するサービス提供や人権擁護に関する事業を通して、だれもが安心して生活し、生きがいをもって暮らせる福祉と人権のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ④ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑤ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑥ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 地域福祉にかかる事業
- ② 介護保険にかかる事業
 - (1) 通所介護事業
 - (2) 介護予防通所介護事業
 - (3) 訪問介護事業
 - (4) 介護予防訪問介護事業
 - (5) 認知症対応型共同生活介護事業
 - (6) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業
 - (7) 小規模多機能型居宅介護事業
 - (8) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業
 - (9) 居宅介護支援事業
 - (10) 介護予防・日常生活支援総合事業
- ③ 福祉・医療に関する教育・研修等の事業
- ④ 人権・福祉・医療に関する情報提供や相談事業
- ⑤ 子育て支援事業にかかる事業
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法における会員とする。

① 正会員

この法人の趣旨に賛同して入会した個人及び団体

② 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

① 正会員 年会費

② 賛助会員 年会費

2 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次条により除名された場合の他、次の各号のいずれかの事由により資格を喪失する。

① 退会届の提出をしたとき。

② 本人が死亡したとき。

③ 会員である団体が消滅したとき。

④ 会員が正当な理由がなく会費を1年以上滞納したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

① この定款又は規則に違反したとき。

② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。

③ この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

① 理事 3名以上10名以内

② 監事 1名から2名

2 理事のうち1人を理事長とする。また若干名の副理事長を置くことができる。

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員（団体にあつてはその代表者）の中から選任する。

- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の中からその互選によって選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、協議により理事の中で選任し、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 第1号及び第2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会での弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第4章 総会

(総会の構成及び種別)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び活動決算
- ⑥ 役員を選任及び解任
- ⑦ 正会員及び賛助会員の会費の額
- ⑧ その他理事会において重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- ③ 第14条第4号の規定により、監事から招集したとき。

3 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によつて監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の会員総会の決議があつたものとする。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条第1項、次条第1項及び第34条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会があったとみなされた事項の内容
- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 総会の議決があったとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、この法人の運営上、理事長が必要と認めた事項について、理事会において専決することができる。

4 理事会は、専決した事項について、総会において報告しなければならない。

(理事会の開催及び招集)

第28条 理事会は、理事長が必要と認めたときに、理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、理事長は、10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 監事から招集の請求があったとき、理事長は、10日以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、少なくとも開催日の7日前までに、理事及び監事に対し、

文書をもって通知しなければならない。但し、全役員の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障があるときは、理事長又は副理事長が指名する理事がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

5 前項の場合における次項の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

6 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 理事総数及び出席者数、出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

③ 審議事項

④ 議事の過程の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

7 議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人2人が署名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

① 設立当初の財産目録に記載された資産

② 寄付金品および助成金

③ 会費

④ 事業に伴う収益

⑤ 財産から生ずる収益

⑥ その他の収益

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算、決算)

第32条 この法人の事業計画及び活動予算並びにその変更は、理事会で決定する。

2 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- ⑤ 会員の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- ⑩ 定款変更に関する事項

(合併)

第35条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(解散)

第36条 この法人は、法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

2 法31条第1項第3号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第8章 事務局

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第38条 事務局は、主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は、毎事業年度初めの3か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければ

ばならない。

- ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ④ 前事業年度において正会員及び賛助会員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（ 関 覧 ）

第39条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 公告の方法

（ 公 告 ）

第40条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

（ 細 則 ）

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年6月30日までとする。
3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	年会費	3,000円
賛助会員	年会費	5,000円